



宮 崎 県 公 報

令和3年3月18日(木曜日) 第 189 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更(") 1
- 牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視

頁

- 伝染病の発生予防のための検査の実施(家畜防疫対策課) 1
- 道路の区域の変更(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(") 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課) 3

公 告

- 基本測量の終了の通知(管理課) 3
- 開発行為に関する工事の完了(建築住宅課) 3

告 示

宮崎県告示第 201号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
駒柵脳神経外科	宮崎市	精神通院医療	令和3年3月1日
こころとからだ診療所	宮崎市	精神通院医療	令和3年3月1日
白山薬局	都城市	薬局	令和3年3月1日
せんだん薬局	宮崎市	薬局	令和3年3月1日
訪問看護ステーション笑歩	都城市	訪問看護	令和3年3月1日

宮崎県告示第 202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
株式会社 松の実薬局	宮崎市	宮崎市佐土原町下田島9813番地	宮崎市佐土原町松小路14番地5	令和3年2月8日

宮崎県告示第 203号

牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ症	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
	結核		ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病		一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	牛伝染性リンパ腫		一般臨床検査及び抗体検査		
	アカバネ病				
	チュウザン病				
	アイノウイルス感染症				
	イバラキ病				
	牛流行熱				
	牛ウイルス性下痢		一般臨床検査及び抗原		

			検査		
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満96月以上の死亡牛若しくは起立不能を呈し月齢又は推定月齢が満48月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査		
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査		
	馬インフルエンザ				
	馬パラチフス		一般臨床検査及び細菌検査		
	馬伝染性子宮炎				
めん羊及び山羊	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満12月以上で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び検査山羊として選定しためん羊及び山羊	エライザ検査		
豚	豚熱	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	アフリカ豚熱				
	オーエスキー病				
	伝染性胃腸炎				
	豚繁殖・呼吸障害症候群				
	豚流行性下痢				
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	低病原性鳥インフルエンザ				
	ニューカッスル病				
	家きんサルモネラ症		一般臨床検査及び細菌検査		
	鳥マイコプラズマ病				
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査		

宮崎県告示第 204号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 3 月 18 日から同年 4 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
235	県道	檜原細見線	延岡市細見町3554番3から同市同町3608番2地先まで	旧	10.8～23.0	294.9
			延岡市細見町3554番3から同市同町3636番4地先まで		8.3～41.6	357.0
			延岡市細見	新	9.5～	294.9

			町3554番3から同市同町3608番2地先まで	23.0	
			延岡市細見町3668番3から同市同町3636番4地先まで	13.8～41.6	48.2

宮崎県告示第 205号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 3 月 18 日から同年 4 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市細見町3554番3	令和 3 年 3 月 18 日

から同市同
町3608番2
地先まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により
許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 3 年 3 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 206号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定
により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 3 年 3 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2020- 7	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市堤字亀尾原 3172番16、3177番 1	6.02 ～ 6.04	52.75	令和 3 年 3 月 3 日

宮崎県告示第 207号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定
により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 3 年 3 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2020- 8	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	西諸県郡高原町大 字西麓字前ノ原15 01番 4	6.05 ～ 6.06 、 6.06	43.81 、 6.57	令和 3 年 3 月 3 日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国
土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通
知があった。

令和 3 年 3 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（空中写真撮影）

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、空
中写真から簡易オルソ画像を作成する。

2 作業地域

宮崎市、日南市、日向市、串間市、西都市、高鍋町、新富町、
木城町、川南町、都農町

3 作業終了日

令和 3 年 2 月 17 日

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び名称
えびの市大字湯田字古川62番 1外32筆、63番3の一部、71 番2の一部、72番3の一部、 73番4の一部、字前田 130番 外19筆、129番の一部、133 番1の一部、145番の一部、 字水洗 146番1外43筆、字鶴 田 555番4の一部、大字西郷 字カリミソ 126番1外30筆、 98番1の一部、字蔵爪 175番 1外50筆、字タタミデン 407 番1、字平田 748番1の一部 、大字湯田字古川62番1地先 の道の一部、68番4地先の道 の一部、75番4地先の水路の 一部、字水洗 146番1地先の 道の一部、147番1地先の道 の一部、147番2地先の水路 の一部	えびの市大字栗下1292番地 えびの市

--	--